

藤里町職員採用試験について

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
大学卒一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します
高校卒一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します
高校卒程度 幼稚園教諭・保育士	若干名	幼稚園又は保育園に勤務し、幼児教育等または一般行政事務に従事します。
高校卒程度保健師	若干名	予防衛生・保健指導業務または一般行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

大学卒業程度	ア 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。 イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で大学卒または令和2年3月卒業見込みの者。
高校卒業程度	平成2年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者もしくは令和2年3月卒業見込みの者またはこれらに相当する学歴を有すると認められる者は受験できません。
高校卒程度 幼稚園教諭・保育士	ア 平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。 イ 児童福祉法による「保育士資格証明書」並びに教育職員免許法による「幼稚園教諭普通免許状（二種以上）」の二つを所持されている者。（令和2年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
高校卒程度保健師	ア 平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。 イ 保健師助産師看護師法による「保健師免許」を所持されている者。（令和2年3月31日までに取得見込みの者を含む。）

(2) 欠格事項

①日本の国籍を有しない者 ②地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

◆第1次試験……

<教養試験> 大学又は高等学校卒業程度の一般的知識・知能についての筆記試験

<検査（一般性格診断）> 公務員に求められる資質に関する性格傾向検査

◆第2次試験……口述試験、作文、身体検査

◆資格調査……受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

◆第1次試験

【日時】 令和元年9月22日（日） 受付開始：午前9時、試験説明：午前9時45分～午前10時、
教養試験：午前10時～正午、検査：午後0時10分～午後0時30分

【場所】 秋田県市町村会館（秋田市山王4丁目2-3）

※試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。また、携帯電話は試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

◆第2次試験

第1次試験合格者に通知します。（役場前掲示板にも掲示）

5. 受験手続及び受付期間

【申込用紙の請求】 申込用紙は役場に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返信用封筒（A4）を必ず同封して簡易書留等で郵送してください（※普通郵送の事故には対応できません）。

【申込手続】 ①持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、藤里町役場総務課職員採用担当宛に提出してください。

②郵送の場合 ①と同じものと、宛先を明記し82円切手を貼付した返信用封筒（定型）を必ず同封し、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留で郵送してください（※普通郵送の事故には対応できません）。受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

6. 受付期間

令和元年8月7日（水）～8月28日（水）

申込みは土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時まで

郵送の場合は8月28日（水）までに届いたものに限り受付いたします。

【申込み・お問い合わせ先】 藤里町役場総務課総務係 ☎0185-79-2111（代表）
〒018-3201 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8